

熊谷市総合評価方式特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、熊谷市建設工事共通仕様書に定めるもののほか、総合評価方式による入札及び契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の建設工事（以下「工事」という。）に適用するものとする。

工 事 名 熊谷市立玉井小学校プール解体及びトイレ棟等改修工事

工事場所 熊谷市高柳116番地1

(履行)

第3条 受注者は、あらかじめ提出した技術資料（以下「技術資料」という。）に基づき、工事を履行しなければならない。ただし、技術資料における提案事項（以下「提案事項」という。）を実施するに当たり、工事に支障を来すおそれのある事項がある場合、発注者は受注者に対し、契約締結後直ちに、当該事項を実施しないよう指示するものとする。

(配置技術者等)

第4条 受注者は、技術資料に記載した配置予定技術者を当該工事の主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人（以下「配置技術者」という。）として配置しなければならない。

2 配置技術者の変更は、原則として認めない。ただし、疾病、負傷、退職、死亡等やむを得ない事情による場合は、この限りでない。

3 受注者は、前項ただし書の規定に基づき配置技術者を変更しようとするときは、当該変更に係るやむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

4 第2項ただし書の規定に基づく変更後の配置技術者は、原則として変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等（以下「技術的資格等」という。）を有する者とし、受注者は、当該変更後の配置技術者が当該技術的資格等を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

(履行内容の確認)

第5条 受注者は、提案事項を履行したときは、履行が確認できる資料を添付し、速やかにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、提案内容の履行を確認しなければならない。この場合において、履行の確認に当たり必要があると認められるとき、発注者はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。

3 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、第1項の確認により提案内容の履行がなされていないことが明らかになったときは、直ちに再度の施工又は手直し（以下「再度の施工等」という。）の計画書を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の計画書の内容について発注者の承諾が得られたときは、速やかに再度の施工等を実施し、改めて発注者の確認を受けなければならない。

(提案事項の実施等に係る試験及び資料作成)

第6条 提案事項の実施、品質確認等に係る試験及び資料の作成は、受注者が行わなければならない。

2 前項の試験及び資料の作成に係る費用は、受注者が負担するものとする。

(評価内容の担保)

第7条 受注者は、自らの責めに帰すべき理由により提案事項の内容を満たすことができなかったときは、違約金として、当該不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1点につき請負代金額の1パーセントとする額。ただし、5パーセントを上限とする。）を支払わなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、工事に係る成績評定の減点を行うものとする。この場合における減点の点数は、当該不履行となった評価項目の数が1であるときは5点、2以上であるときは10点とする。

3 発注者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、受注者が自らの責めに帰すべき理由により提案事項の内容を満たすことができなかった場合と見なしてはならない。ただし、第4条第3項又は第4項に規定する資料に虚偽の記載があったときは、この限りでない。

(1) 第3条の規定に基づく実施しない提案事項に該当する場合

(2) 第4条第3項の規定に該当する場合

(虚偽記載に対する措置)

第8条 発注者は、契約締結前に技術資料に虚偽の記載が判明したときは、当該技術資料を提出した者を失格とするものとする。

2 発注者は、契約締結後に受注者に係る技術資料に虚偽の記載が判明したときは、受注者から、違約金として請負代金額の5パーセントに相当する額を徴収するものとする。

3 前項の場合において、発注者は、虚偽の記載があった評価項目が1であるときは5点、2以上であるときは10点を、工事に係る成績評定から減点するものとする。

4 第1項又は第2項の場合において、発注者は、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことができる。

(弁明の機会)

第9条 受注者は、発注者から第7条第1項又は第2項の措置に係る通知を受けたときは、当該通知を受けた日から7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、発注者に対し、不服を申し出ることができる。